

伊勢原市週休２日制確保モデル工事実施要領（土木工事）

1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、伊勢原市が発注する土木工事の工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 発注方式

次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

(1) 受注者希望型

受注者が、週休２日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。

(2) 発注者指定型

発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

原則として全ての土木工事を受注者希望型のモデル工事の対象とするものとし、設計金額（税込）が１億５０００万円以上の工事については発注者指定型とすることができる。

ただし、工期が短い工事、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事など工期設定等に制約がかかる工事等については、この限りでない。

4 用語の定義

(1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ、対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ、土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休 2 日として扱わない。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5 モデル工事の実施

(1) 受注者希望型

①モデル工事实施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休２日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、「③経費補正の実施」及び「④工事成績評定への反映」は行わないものとする。

②モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」を、翌月の５日までに監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の２０日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

（記載内容の例）

週休２日制に取り組む工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。 発注者：伊勢原市 受注者：〇〇建設㈱
--

③経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、別に定める「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）により経費補正し、契約書第２５条の規定に基づき請負代金額を変更する。

④工事成績評定への反映

通期の週休２日、月単位の週休２日又は完全週休２日の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休２日の現場閉所が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

(2) 発注者指定型

①モデル工事实施の内容

ア 受注者及び発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ その他実施については、5 (1)②アからエまでと同様とする。

②経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」により通期の週休2日の経費補正を行う。

月単位の週休2日の現場閉所を達成した場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

③工事成績評定への反映

通期の週休2日、月単位の週休2日又は完全週休2日の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合でも減点が行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」、「現場閉所履行報告書」及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月23日以降に公告するモデル工事に適用する。ただし、土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）

1 経費補正の実施

(1) 受注者希望型（要領5(1)③関係）

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労 務 費	機 械 経 費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	1.02	1.02	1.03

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 発注者指定型（要領5(2)②関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休2日の係数を乗じた補正を行う。

月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労 務 費	機 械 経 費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	1.02	1.02	1.03

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領5(1)④、5(2)③関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
月単位の週休2日、通期の週休2日	1点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点